

令和7年4月1日採用予定

令和6年度 春日部市立医療センター 理学療法士 募集要項

採用予定日	試験日時	応募締切	提出書類
令和7年4月1日	令和6年10月26日(土)	令和6年10月15日(火) 【必着】	・受験申込書 ・履歴書 (一般求職者用又は新規卒業予定者用) ・卒業(見込)証明書・成績証明書 (理学療法士免許取得予定者のみ) ・理学療法士免許の写し (取得者のみ)
《受験申込書等の書式は当院ホームページよりダウンロードして使用してください。》 郵送または持参により申し込んでください。 郵送の際は、封筒の表面に「受験申込書在中」と朱書きしてください。 申込後に受験票をメール送信しますが、試験日2日前までに届かない場合はご連絡ください。 【提出先】 〒344-8588 春日部市中央 6-7-1 春日部市立医療センター 総務課人事給与担当 TEL 048-735-1261 内線 7326・7327 			
○病院見学を希望される方は、以下のアドレスあてにお問い合わせ下さい。 総務課アドレス【 somu-hos@city.kasukabe.lg.jp 】 担当：総務課人事給与担当			

※受験申込書は、必ず本人が記入してください。また提出書類は一切返却しませんのでご了承ください。

※記載事項の不備や提出書類に不足等があった場合は受理できませんのでご注意ください。

※申込書に記載された個人情報は、採用に関する事務以外の目的には使用しません。

■受験資格

採用職種	受験資格	募集人数
理学療法士	・平成元年4月2日以降に生まれた方で、理学療法士免許を有する方又は令和7年3月までに取得見込の方 ・令和7年4月1日から勤務可能な方	若干名

※地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方

■選考方法

- (1) 専門・教養試験 専門的能力についての試験
- (2) 小論文試験 文章による表現力、課題に対する理解力、思考力等の能力についての試験
- (3) 面接試験 人物についての口述試験

※試験中、携帯電話の使用は禁止します。

■合格発表

合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

※電話等による合否の問合せにはお答えできません。



■給与・勤務条件等

(1)給与

令和6年4月1日現在の給与（地域手当を含む基本給）モデル例は次のとおりです。

理学療法士	大学卒	新卒（実務経験なし）	226,522円
		実務経験5年	260,124円
		実務経験10年	274,752円
	短大3卒	新卒（実務経験なし）	221,540円
		実務経験5年	255,566円
		実務経験10年	269,876円

※卒業後一定の経歴がある場合は、所定の基準により金額が加算されます。

※このほか諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）がそれぞれの条件に応じて支給されます。

また、勤務実績に応じて、超過勤務手当等が支給されます。

※昇給は、年1回、4月1日に行われます。

(2)賞与

年2回（6月、12月）、期末手当及び勤勉手当が支給されます。

(3)勤務時間

勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分です。

※休日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始となります。

(4)休暇

- ・年次有給休暇は、年度20日。繰越し（20日を限度）ができるため年度内で最高40日間取得可能です。
- ・夏季休暇は、7日の範囲内。
- ・病気休暇、特別休暇（結婚・出産・忌引等）、介護休暇等があります。

(5)育児休業等

- ・療育する子が3歳に達するまでの間、育児休業を取得することができます。他に、部分休業、育児短時間勤務制度等があります。
- ・院内託児室を完備しています。

(6)福利厚生関係

埼玉県市町村職員共済組合による各種共済制度、春日部市職員厚生会事業等があります。

たとえば、

- ・宿泊施設、レジャー施設及びスポーツ施設等を低廉な料金で利用
- ・指定旅行代理店及び指定百貨店の割引
- ・各種貸付制度（普通貸付、自動車貸付、住宅貸付等）等があります。

Kasukabe
Medical
Center+

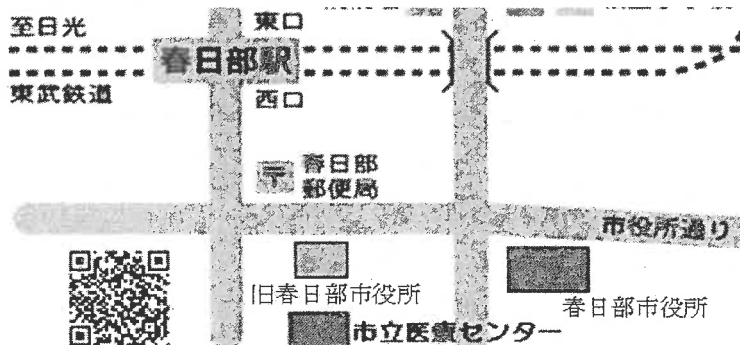
春日部市立医療センター

〒344-8588

春日部市中央6-7-1

Tel. 048-735-1261

<http://www.kasukabe-cityhp.jp>



春日部市立医療センター職員採用試験受験申込書

(令和7年4月1日採用 理学療法士採用試験用)

受験職種	採用区分	※受験番号
理学療法士	一般・新卒	

注1) 採用区分は○で囲んでください。

注2) ※印欄(「受験番号」欄)は記入不要です。

提出書類		一般求職者	新規卒業予定者
①	春日部市立医療センター職員採用試験受験申込書	○	○
②	履歴書(一般求職者用又は新規卒業予定者用)	○	○
③	卒業見込証明書又は卒業証明書	取得予定者のみ	○
④	成績証明書	取得予定者のみ	○
⑤	理学療法士免許の写し	○ 取得予定者を除く	

春日部市立医療センター職員採用試験を受験したく、上記の必要書類を添えて申し込みます。

令和 年 月 日

現住所 〒

書類送付先 〒

電話番号

E-mail アドレス
(受験票送信用)

氏 名

【受験申込書、履歴書の記入上の注意】

【共通事項】

- ① ※印欄以外の全てを、受験者本人が記入してください。
- ② 記入は、黒インク又はボールペンを用いて楷書で記入してください。
- ③ 年齢は、令和7年4月1日現在で記入してください。
- ④ 「現住所」欄は、方書がある場合は記入してください。
- ⑤ 「書類送付先」欄は、現住所以外の場所に連絡を希望する場合にのみ記入してください。
- ⑥ E-mailアドレスは受験票を送信するのに使用するため、必ず記入してください。(フリーメール可。)
- ⑦ 記入誤りがある場合は、受け付けできませんので、間違いのないように記入してください。また、記載事項に不正がある場合は、採用資格を失うことがあります。
- ⑧ 受験申込書提出後に、記載事項に変更があった場合は直ちに申し出てください。

【履歴書】

- ① 写真は、3か月以内に撮影したもので、上半身・脱帽・正面向き・背景なしで、本人と確認できるものを貼付してください。
- ② 「学歴・職歴」欄の学歴については、高等学校入学以降を記入してください。
- ③ 「学歴・職歴」欄の職歴については、最終学校卒業後の経歴（アルバイト、家事手伝い、予備校通学等を含む。）を、職務内容の詳細まで記入してください。なお、採用月及び退職月は必ず記入してください。
- ④ 資格については、取得見込みのものを含めるものとし、見込みの場合は「(見込み)」と記入してください。
- ⑤ 記入年月日も忘れずに記入してください。
- ⑥ 記入欄が不足する場合は、適宜他の用紙を添付してください。

【受験票】

- ① 受験票は後日メールにより送信します。（メールが届かない場合は試験日の3日前までに総務課人事給与担当まで、必ずご連絡ください。）
- ② 受験票を A4 用紙に印刷の上、試験当日に必ず持参してください。（やむを得ず印刷ができない場合はご連絡ください。）

表面

令和 年 月 日現在

写真を貼る位置
(30mm×40mm)

ふりがな	電話 ()
現住所 〒	—
	携帯電話 ()
ふりがな	電話 ()
連絡先 〒 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	—

[illegible]

裏面

[illegible]

志望の動機、特技・趣味、好きな学科、アピールポイントなど

本人希望記入欄（特に給料・職種・勤務時間・勤務地・その他についての希望などがあれば記入）

[illegible]

(新規卒業予定者用)

表 面

履歴書

令和 年 月 日現在

ふりがな		性 別
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)	

写真を貼る位置
(30mm×40mm)

ふりがな		電話番号 ()
現 住 所	〒 ()	
ふりがな		電話番号 ()
休暇中の 連 絡 先	〒 ()	

年号	年	月	学 歴 ・ 職 歴

(注) 黒または青インク、楷書、算用数字を使用

裏 面

自 己 紹 介 書

学 校 名 :		氏 名 :	
学部学科 :			
得意な科目及び 研究課題			
クラブ活動 スポーツ・ 文化活動等			
自覚している 性格			
趣 味			
特 技 資 格			
志望の動機			

自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる以下のいずれにも該当いたしません。

事業所名 春日部市立医療センター
 事業所所在地 埼玉県春日部市中央6-7-1
 代表者名 病院事業管理者 三宅 洋

以下の内容に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
 なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

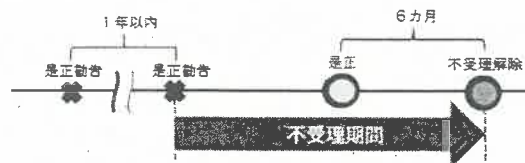
チェックシート

- ☒ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL280820派若01）により確認し、理解しました。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

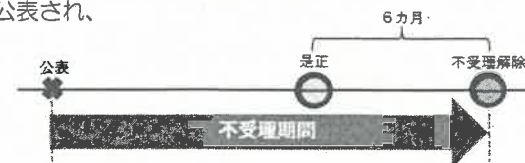
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



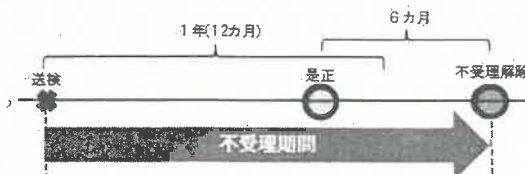
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

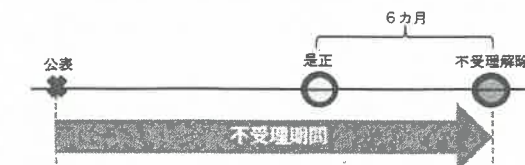
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・強制労働の禁止（労働基準法第5条）
- ・賃金関係（最低賃金、割増賃金等）
（労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項）
- ・労働時間（労働基準法第32条）
- ・休憩、休日、年次有給休暇
（労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
（男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項）
- ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
（男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項）
- ・妊娠中、出産後の健康管理措置（男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項）
- ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
（育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項、第16条の9、第17条第1項(同法第18条第1項において準用する場合を含む。)、第18条の2、第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条、第23条の2、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。))
- ・男女同一賃金の原則（労働基準法第4条）
- ・妊産婦の坑内業務の制限等
（労働基準法第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・労働条件の明示（労働基準法第15条第1項及び第3項）
- ・年少者に関する労働基準
（労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。